

報道関係者 各位

令和 5 年 6 月 26 日

【照会先】

年金局 (代表電話) 03(5253)1111
事業企画課調査室長補佐 小梶(内線 3582)
(直通電話) 03(3595)2794
事業管理課
国民年金適用収納専門官 鈴木(内線 3565)
(直通電話) 03(3595)2730
日本年金機構国民年金部長 高橋
(直通電話) 03(6892)0762

令和 4 年度の国民年金の加入・保険料納付状況を公表します ～日本年金機構発足後初めて国民年金第 1 号被保険者の最終納付率 80%超を達成～

厚生労働省では、このほど、令和 4 年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

本資料では、未納分を遡って納付できる過去 2 年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

- ◇ 第 1 号被保険者の令和 4 年度最終納付率 (令和 2 年度分保険料) ^(注 1) は、80.7%
・ 前年度から 2.7 ポイント増加し、平成 24 年度最終納付率 (平成 22 年度分保険料) 64.5%から 16.2 ポイント増加し、10 年連続で上昇。

注 1) 令和 4 年度最終納付率: 令和 2 年 4 月分～令和 3 年 3 月分の保険料納付対象月数のうち、令和 5 年 4 月末までに納付された月数の割合。

- ・ 統計を取り始めた平成 16 年度最終納付率 (平成 14 年度分保険料) 以降、最高値
- ・ 現年度納付率 (令和 4 年度分保険料) は 76.1% (前年度から 2.2 ポイント増) となっており、平成 23 年度の現年度納付率 (平成 23 年度分保険料) から 11 年連続で上昇している。

- ◇ 国民年金第 1 号被保険者が減少する中、現年度分の納付月数は 7,183 万か月と令和 3 年度より約 55 万か月増加、全額免除・猶予者は 606 万人と令和 3 年度より 6 万人減少。

- ◇ 令和 4 年度末の未納者 ^(注 2) は 89 万人であり、前年度より 17 万人減少。
なお、厚生年金保険被保険者 (第 1 号厚生年金被保険者の収納率は 98.5%)、国民年金第 3 号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体で見ると、未納者は約 1% (別添資料 1 及び 2)

注 2) 未納者とは、国民年金第 1 号被保険者であって 24 か月 (令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月) の保険料が未納となっている者。

- ◇ 日本年金機構 (平成 22 年 1 月発足) では、発足当初 60%台であった最終納付率について、80%到達を令和 4 年度の最重点取組と位置づけ、以下の取組を実施した結果、初めて 80%台を達成 (別添資料 3 及び 4)

(令和 4 年度の主な取組)

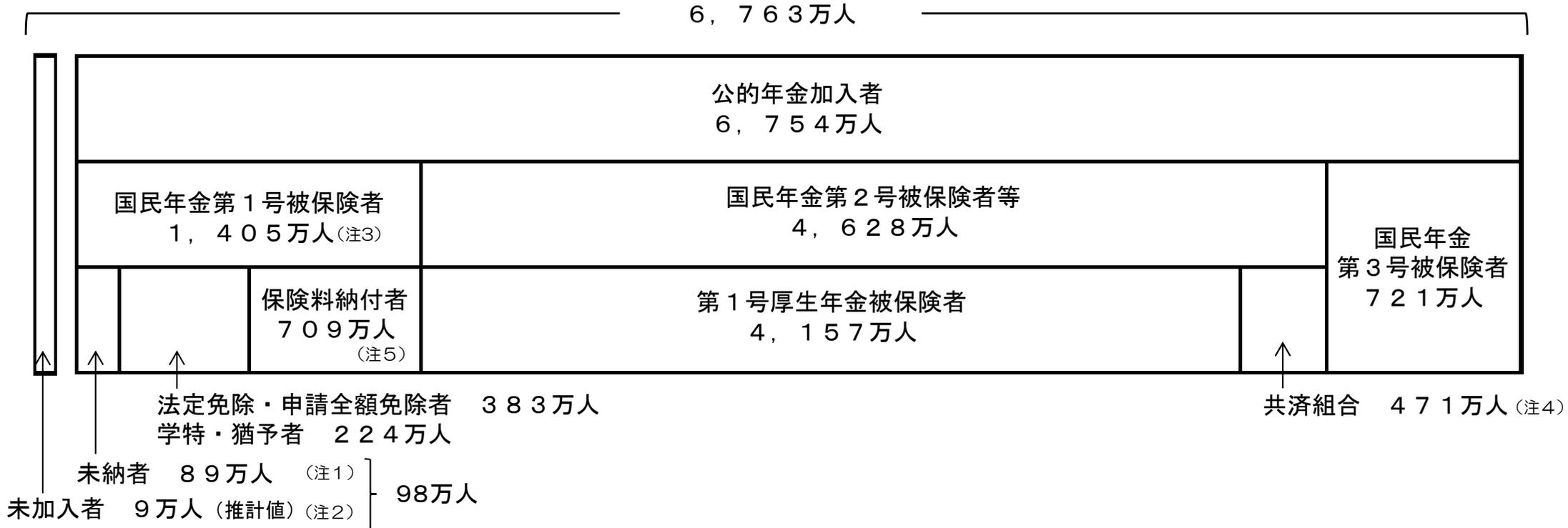
- ・ 本部に専門チームを設置し、年金事務所の進捗管理の徹底や年金事務所への個別指導の実施
- ・ 口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマートフォンアプリ決済サービスでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくり
- ・ 年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付
- ・ 納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化
- ・ 他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」^(注 3) や未納者数が多い 20 か所の年金事務所の体制整備等を継続して実施

注 3) 沖縄県の最終納付率 (令和 2 年度分保険料) は 76.3% となっており、日本年金機構が発足した平成 24 年度最終納付率 (平成 22 年度分保険料) の 44.4% から 31.9 ポイント増となっている。

令和4年度 公的年金制度全体の状況

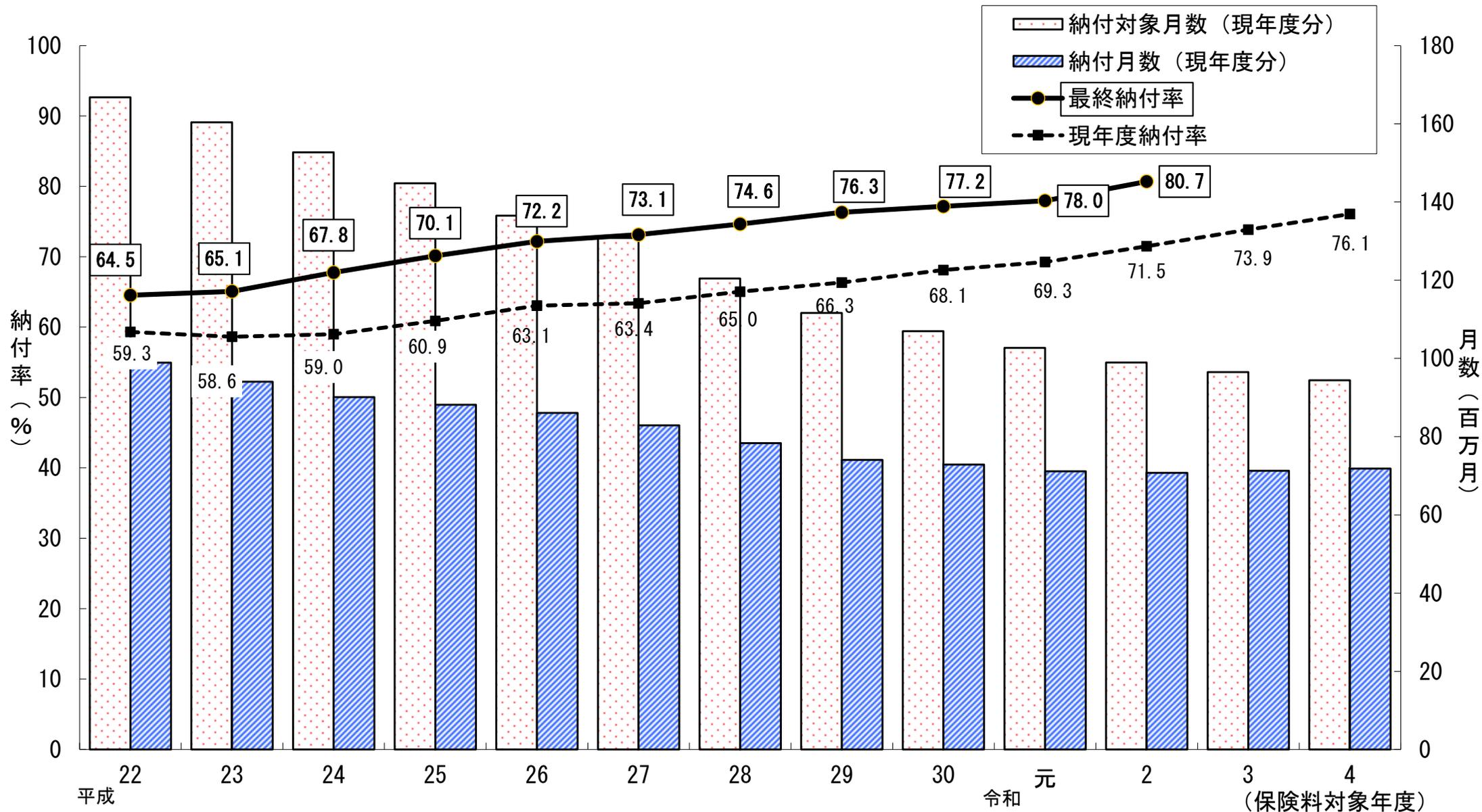
- 公的年金加入対象者全体でみると、**約99%の者が保険料を納付。**（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約89万人、未加入者（注2）は約9万人（推計値）。（公的年金加入対象者の約1%）

≪公的年金加入者の状況（令和4年度末）≫



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和3年4月～令和5年3月）の保険料が未納となっている者。
 注2) 令和元年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。
 注3) 令和5年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（20万人）が含まれている。
 注4) 令和4年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。
 注5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。
 注6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率（%） = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- **口座振替の推進**
 - ・ 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - ・ 任意加入者の口座振替の原則化 (口座振替率) (H20.4~)

R2年度末	R3年度末	R4年度末
34%	34%	34%
285万人	281万人	273万人
- ・ 口座振替による2年前納制度の導入 (利用状況) (H26.4~)

R2年度	R3年度	R4年度
26万件	29万件	27万件

- **クレジットカード納付の導入** (H20.2~) (利用状況)

R2年度	R3年度	R4年度
261万件	301万件	328万件

- **現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入** (H29.4~) (利用状況)

R2年度	R3年度	R4年度
12万件	15万件	17万件

- **コンビニ納付の導入** (H16.2~) (利用状況)

R2年度	R3年度	R4年度
1,542万件	1,517万件	1,532万件

- **インターネット納付の導入** (H16.4~) (利用状況) ※

R2年度	R3年度	R4年度
296万件	303万件	295万件

※ ゆうちょ銀行(郵便局)におけるマルチペイメント処理への切り替え分を含む。

- **スマートフォン決済アプリ納付の導入** (利用状況) (R5.2~)

R4年度
5.2万件

未納者

市町村からの所得情報 (令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

納付督促の実施

- ・ 質の向上
- ・ 効率化

度重なる督促にも応じない

文書

R2年度	3,531万件
R3年度	3,657万件
R4年度	3,875万件

電話

R2年度	2,089万件
R3年度	2,102万件
R4年度	1,944万件

戸別訪問(面談)

R2年度	1万件
R3年度	229万件
R4年度	423万件

免除等の周知・勧奨

- ・ 年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)
- ・ 免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組)を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~) ・ 納付猶予対象者の拡大 (H28.7~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
- 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7~ ②申請免除手続きの簡素化H21.10~ ③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~)
- 学生納付特例の申請手続きの簡素化 (H20.4~)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4~)
- 免除委託制度開始 (H28.4~)

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最終催告状	42件	2,117件	189,009件
督促状	0件	15件	133,476件
財産差押	41件	46件	12,784件

・最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10~)
[実績] R2年度 0件 → R3年度 0件 → R4年度 10件

○納付督促の外部委託 (H17.10~)

	文書	電話	戸別訪問	合計
R2年度	617万件	2,052万件	0万件	2,669万件
R3年度	848万件	2,068万件	223万件	3,139万件
R4年度	1,027万件	1,918万件	409万件	3,354万件

(注) 国民年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、国民年金保険料の徴収コスト 100円当たり約3円(令和3年度実績)。なお、強制徴収コストについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により強制徴収業務を一部停止していたことから、算出していない。

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

国民年金の適用促進・保険料収納対策（1 / 2）

施策	令和4年度計画の概要	令和4年度計画に対する主な取組状況																
<p>確実な適用の実施</p>	<p>○20歳到達者について、職権による適用を行うとともに、20歳到達月の前月に加入前のお知らせを送付する。</p>	<p>○地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から提供される情報に基づき、機構で第1号被保険者となることが把握できた全ての20歳到達者について職権による適用を速やかに実施（99.6万人）しました。</p>																
	<p>○住基ネットにより把握した34歳、44歳及び54歳到達者に対する届出勧奨等を確実に実施する。</p>	<p>○J-LISから提供される情報により把握した34歳、44歳及び54歳到達者（499.8万人）のうち、海外から転入された方で基礎年金番号が付番されていない方等に対して届出勧奨を行った上で、届出がない方については第1号被保険者として職権による適用等を実施（2.2万人）しました。</p>																
	<p>○被保険者種別変更について、届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施する。</p>	<p>○退職者及びその被扶養配偶者に対して、被保険者種別変更の届出を要する事由が発生したときから2か月後に届出勧奨を行うとともに、届出がない場合には、第1号被保険者として職権による適用を実施（105.6万人）しました。</p>																
<p>納付率等の目標</p>	<p>○令和4年度分保険料の現年度納付率について、前年度実績を上回るとともに、令和2年度実績（71.5%）から2.0ポイント程度の伸び幅を確保する。</p> <p>○令和3年度分保険料の令和4年度末における納付率について、令和3年度末から5.0ポイント程度の伸び幅を確保する。</p> <p>○令和2年度分保険料の最終納付率について、令和2年度の現年度納付率から8.0ポイント程度の伸び幅を確保し、最終納付率80%到達を展望する。</p>	<p>○20歳到達者や若年層に対する納付督促、過年度2年目に未納期間を有する方に対する納付督促等を徹底する等納付に重点を置いた行動計画を策定し、効果的・効率的な取組を実施しました。また、最終納付率については80%達成を新たな挑戦として掲げ、本部に設置した専門チーム（納付率80%促進チーム）において、拠点の進捗管理の徹底や低調拠点への個別指導等を行いました。これらの取組の結果、令和4年度の最重点目標と位置づけた最終納付率80%を達成し、現年度納付率、最終納付率ともに目標を大きく上回りました。</p> <table border="1" data-bbox="756 763 1978 1035"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度分保険料（伸び幅）</td> <td>71.5% (+2.2ポイント)</td> <td>77.8% [+6.3ポイント]</td> <td>80.7% [+9.2ポイント]</td> </tr> <tr> <td>令和3年度分保険料（伸び幅）</td> <td></td> <td>73.9% (+2.4ポイント)</td> <td>81.0% [+7.2ポイント]</td> </tr> <tr> <td>令和4年度分保険料（伸び幅）</td> <td></td> <td></td> <td>76.1% (+2.2ポイント)</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は各年度分保険料の現年度納付率の前年度からの伸び幅 [] 内は各年度分保険料の過年度1年目納付率又は最終納付率の現年度納付率からの伸び幅</p>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度分保険料（伸び幅）	71.5% (+2.2ポイント)	77.8% [+6.3ポイント]	80.7% [+9.2ポイント]	令和3年度分保険料（伸び幅）		73.9% (+2.4ポイント)	81.0% [+7.2ポイント]	令和4年度分保険料（伸び幅）			76.1% (+2.2ポイント)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
令和2年度分保険料（伸び幅）	71.5% (+2.2ポイント)	77.8% [+6.3ポイント]	80.7% [+9.2ポイント]															
令和3年度分保険料（伸び幅）		73.9% (+2.4ポイント)	81.0% [+7.2ポイント]															
令和4年度分保険料（伸び幅）			76.1% (+2.2ポイント)															
<p>若年者対策</p>	<p>○様々な機会を通じて、20歳到達者に制度や納付方法の手続の周知を行うとともに、若年者に対して専用の催告文書を送付し、連帯納付義務者である世帯主に対しても訴求する納付督促を行う。</p>	<p>○20歳到達者に対する対策を強化するため、納付方法や学生納付特例制度の手続等をわかりやすく説明する動画を機構Twitterに掲載するなどの周知を図りました。また、未納者の納付状況に応じた専用の催告文書を送付するとともに、連帯納付義務者である世帯主にも内容を確認いただけるよう工夫した送付用封筒を使用した納付督促を実施しました。</p> <p>○20歳から23歳の方で新規1か月未納となった方に対して、納付書とリーフレットを送付し納付督促を実施しました。</p> <p>○これらの取組の結果、20歳到達者の納付率は69.6%（対前年比+3.5ポイント）と前年を上回りました。</p>																

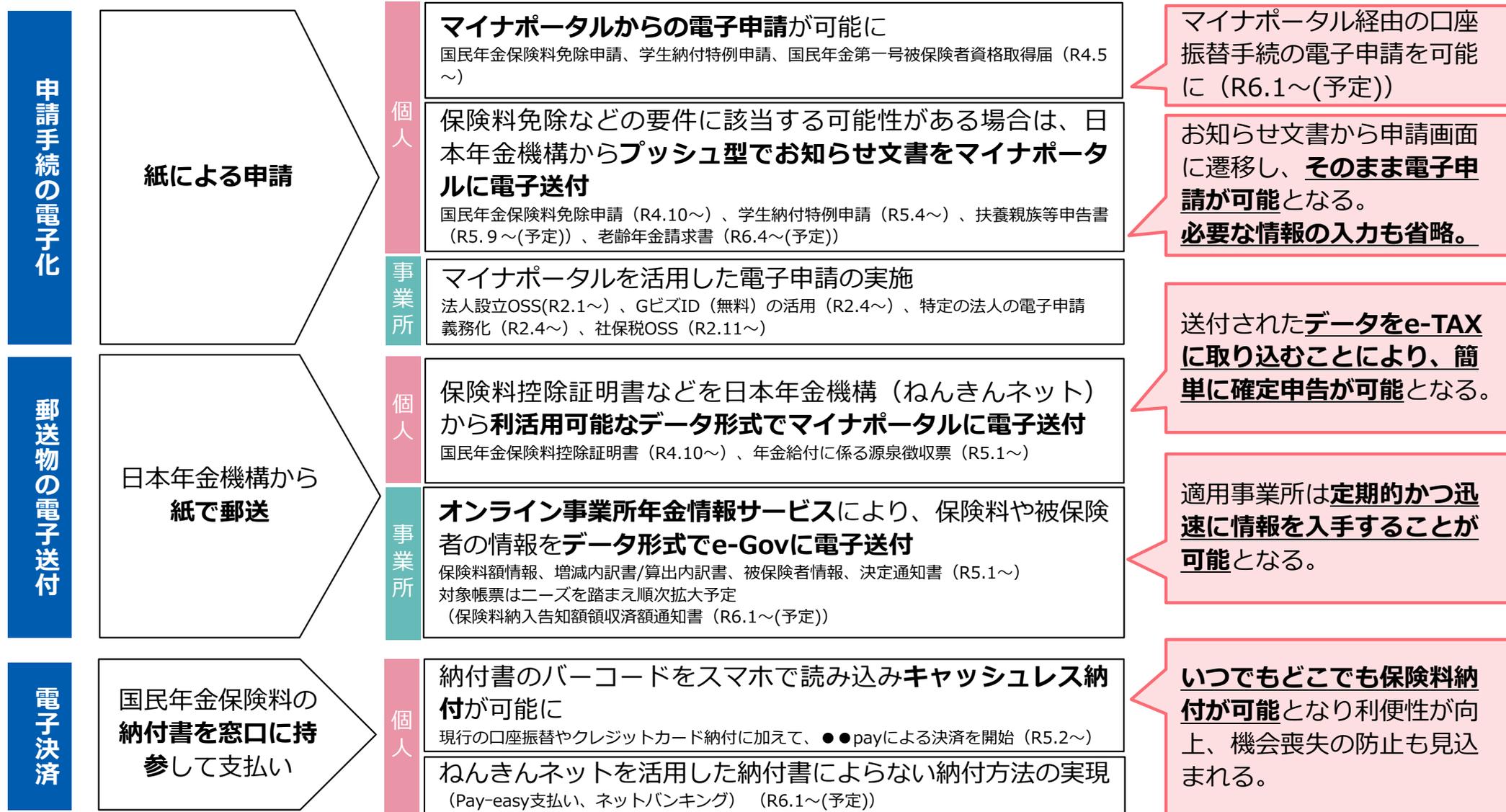
国民年金の適用促進・保険料収納対策（2/2）

施策	令和4年度計画の概要	令和4年度計画に対する主な取組状況
免除等対象者への勧奨	<p>○所得が低い等の事情により、保険料免除等の対象となり得る方でありながら、未納状態となっている方に申請勧奨を行う。</p>	<p>○免除等の申請手続きを行っていないために未納となっている方に対して以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額免除又は納付猶予の承認が見込まれる方に対して、令和4年11月及び令和5年1月に簡易な申請書（はがき型）による免除勧奨を133万件（11月60万件、1月73万件）送付 ・一部免除の承認が見込まれる方へ、令和4年11月に簡易な申請書（はがき型）による免除勧奨を66万件送付、一部免除が承認されながら未納となっている方に納付督促を実施 <p>○新型コロナウイルス感染症に係る臨時特例免除について、令和3年度に当該免除が承認された方のうち、令和4年度も引き続き免除に該当する可能性のある方（15万人）に勧奨を実施した結果、令和5年3月末時点において、累計で110万件を承認しました。</p>
地域の実情を踏まえた対策	<p>○沖縄県の納付率は着実に向上しているが、他の都道府県に比べ納付率が低いことから、更なる納付率向上を目指す。</p> <p>○大都市圏の未納者数の多い年金事務所の納付率向上を図るため、体制整備等の取組を行う。</p>	<p>○沖縄県の令和4年度分保険料の現年度納付率は、県内市町村と年金事務所が連携を図りながら、電話や戸別訪問による納付勧奨等の取組を行った結果、70.5%（対前年比+3.7ポイント）と向上しました（全国の現年度納付率との差：5.6ポイント。前年実績から1.5ポイント改善）。</p> <p>○未納者数の多い年金事務所（20か所）について、令和3年度に整備した体制（事務分担の明確化及び正規職員の増員）において引き続き各種収納対策を実施した結果、当該年金事務所の現年度納付率は74.2%（対前年比+2.5ポイント）と前年度を上回りました。</p>
強制徴収	<p>○控除後所得が300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している未納者を強制徴収対象者と位置付け、最終催告状の送付等の滞納処分を行う。</p>	<p>○強制徴収業務については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和3年度から段階的に再開し、令和4年7月から控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方に対象範囲を拡大し強制徴収業務停止前の基準に戻しました。</p> <p>令和5年3月末までに18.9万人に対して最終催告状を送付し、このうち、期限までに自主的な納付がなかった方については、着実に滞納処分を行った結果、送付した最終催告状に係る納付対象月数254.3万月のうち、納付月数は142.9万月となり、1.3万件の差押えを実施しました。</p>
無年金及び低年金への対応	<p>○任意加入制度の勧奨について、任意加入し納付することで受給要件を満たす方への勧奨を確実に実施する。</p> <p>○追納勧奨について、令和3年度に実施した2年目、9年目の期間を有する方への勧奨を継続して実施する。</p>	<p>○60歳から64歳に到達する方で、65歳まで任意加入することで受給資格要件を満たす方に勧奨を実施（8千人）し、令和4年度中に任意加入し納付した人は524人となりました。</p> <p>○下記の対象者に追納勧奨を実施（814.8万人）し、令和4年度中に追納をした人は21.9万人となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料に加算額が上乘せされる前である免除等承認後2年目の期間を有する方 ・免除等承認後、追納可能な期限（10年）の直前となる9年目の期間を有する方
納めやすい環境の整備	<p>○口座振替及びクレジットカードによる納付の実施率向上に向けた取組に加え、納めやすい環境の整備に向け、次のような納付方法の導入や申出手続の検討を進める。</p>	<p>○資格取得時や長期間現金納付をしている方などに口座振替及びクレジットカード納付の届出勧奨を実施した結果、口座振替及びクレジットカード納付の実施率は前年度の40.8%から41.5%となりました。</p> <p>○納付書に印字されたバーコード情報をスマートフォンの決済アプリから読み取ることにより、金融機関やコンビニエンスストア等に赴くことなく納付することができる仕組みについて、令和5年2月よりサービスを開始しました（令和5年3月末までに5.2万件利用）。</p>

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は64.6%（令和5年3月末）となり、令和元年度23.9%から40.7%上昇



令和4年度の国民年金の加入・保険料納付状況

～ 令和4年度の最終納付率は80.7% ～

【目次】

I 令和4年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向	1
2 第1号被保険者の動向	
(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況	2
(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化	2

II 令和4年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況	
(1) 納付率等の推移	3
(2) 納付月数の推移	4
(3) 年齢階級別の納付率等	5

III 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況	7
(2) 市区町村規模別の保険料納付状況	9
(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化	10
(参考2) 現年度納付率に係る状況	
1 保険料納付状況(現年度分)	
(1) 納付率等の推移	11
(2) 年齢階級別現年度納付率等	12
2 現年度納付率の変化に係る分析	
(1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化	13
(2) 現年度納付率の変化の影響度	14

令和5年6月

厚生労働省年金局

I 令和4年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、令和4年度末で1,405万人と、前年度末と比べ26万人減少している。
- 令和4年度末の公的年金加入者数は6,754万人となっている。このうち、未納者数は89万人となっている。

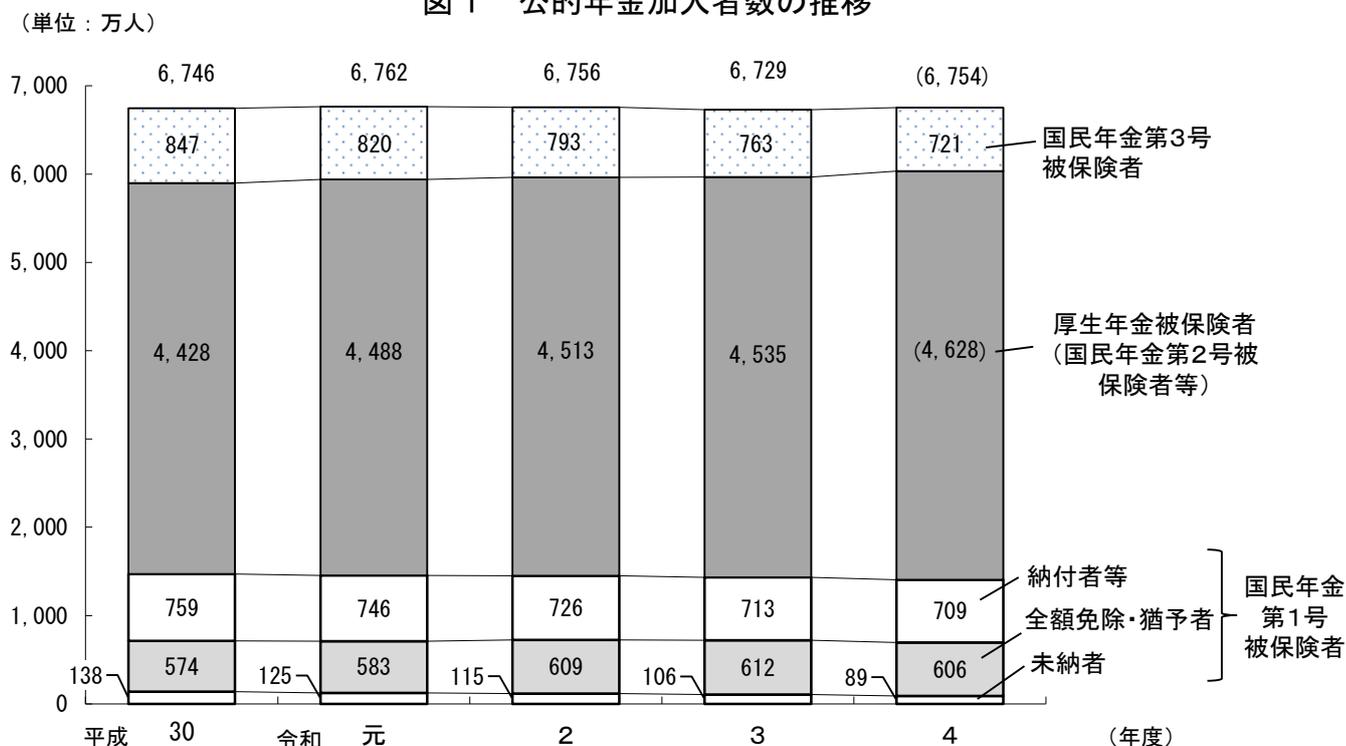
表1 国民年金被保険者数の動向

(年度末現在、単位：万人)

	第1号被保険者 (任意加入含む)	第1号被保険者											任意加入被保険者	厚生年金被保険者 (第2号被保険者等)	(再掲) 厚生年金保険 (第1号)被保険者		第3号被保険者
		(再掲) 全額免除・猶予者	(再掲) 一部免除者			(再掲) 産前産後免除者	任意加入被保険者	厚生年金被保険者 (第2号被保険者等)	(再掲) 厚生年金保険 (第1号)被保険者	短時間労働者							
法定免除者	申請全額免除者		学生納付特例者	納付猶予者	申請3/4免除者						申請半額免除者	申請1/4免除者					
平成29年度	1,505	1,486	574	134	211	176	53	41	21	13	7	-	20	4,358	3,911	38	870
30	1,471	1,452	574	135	205	179	55	40	20	13	7	-	19	4,428	3,981	43	847
令和元年度	1,453	1,434	583	136	212	180	55	41	20	13	7	1	19	4,488	4,037	47	820
2	1,449	1,431	609	139	235	177	58	36	19	11	6	1	19	4,513	4,047	53	793
3	1,431	1,412	612	141	241	171	59	35	18	11	6	1	19	4,535	4,065	57	763
4	1,405	1,385	606	143	240	166	58	33	17	10	6	1	20	(4,628)	4,157	82	721

注1 「厚生年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。
 注2 厚生年金被保険者欄の（ ）内の数値は、第2～4号厚生年金被保険者数を令和3年度末の実績とした場合の暫定値である。

図1 公的年金加入者数の推移



注1 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月の保険料が未納となっている者。
 注2 納付者等の人数は国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）から未納者数、全額免除・猶予者数を差し引いて算出したもの。
 注3 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者及び資格喪失者の数の状況

- 令和4年度の資格取得者数は473万人、資格喪失者数は500万人となっている。
- 例年、資格喪失者の数が資格取得者数を上回るため、第1号被保険者の数は減少傾向にある。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数及び資格喪失者数

(単位：万人)

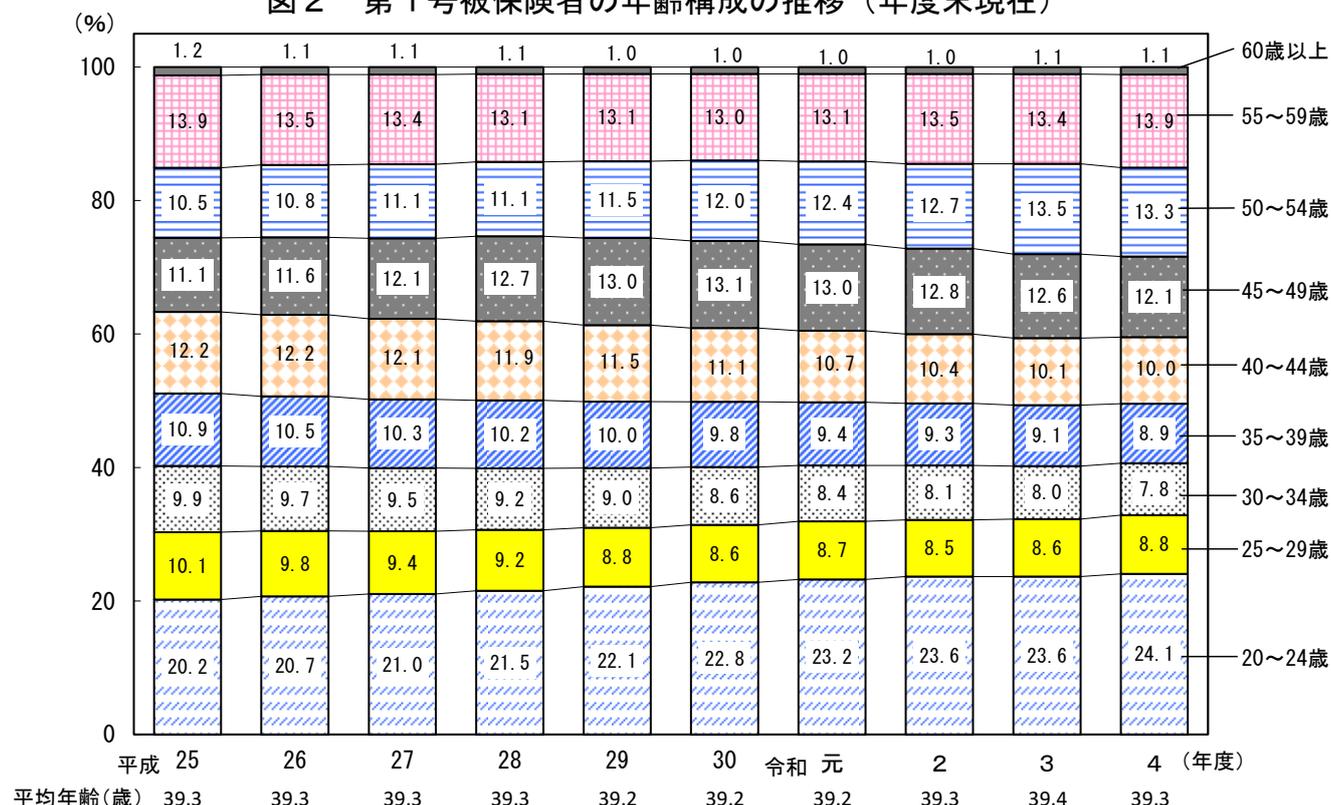
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)			資格喪失者数 (年度累計)
				第2号からの移行者等	第3号からの移行者	20歳到達者	
平成30年度	1,471	500	34.0	343	49	104	534
令和元年度	1,453	505	34.7	345	46	109	523
2	1,449	459	31.6	310	44	102	463
3	1,431	437	30.6	291	42	100	456
4	1,405	473	33.7	328	40	100	500

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 令和4年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が24.1%と最も大きく、次に55～59歳が13.9%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

Ⅱ 令和4年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出している。
- 納付状況の途中経過を示すものとして、現年度納付率、過年度1年目納付率があるが、最終的な納付状況を見るための指標としては最終納付率（過年度2年目納付率）が適当。

○ **令和4年度最終納付率（令和2年度分保険料）は80.7%となり、令和3年度最終納付率（令和元年度分保険料）から2.7ポイント伸びている。**

なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは第1号被保険者数の減少等によるものである。

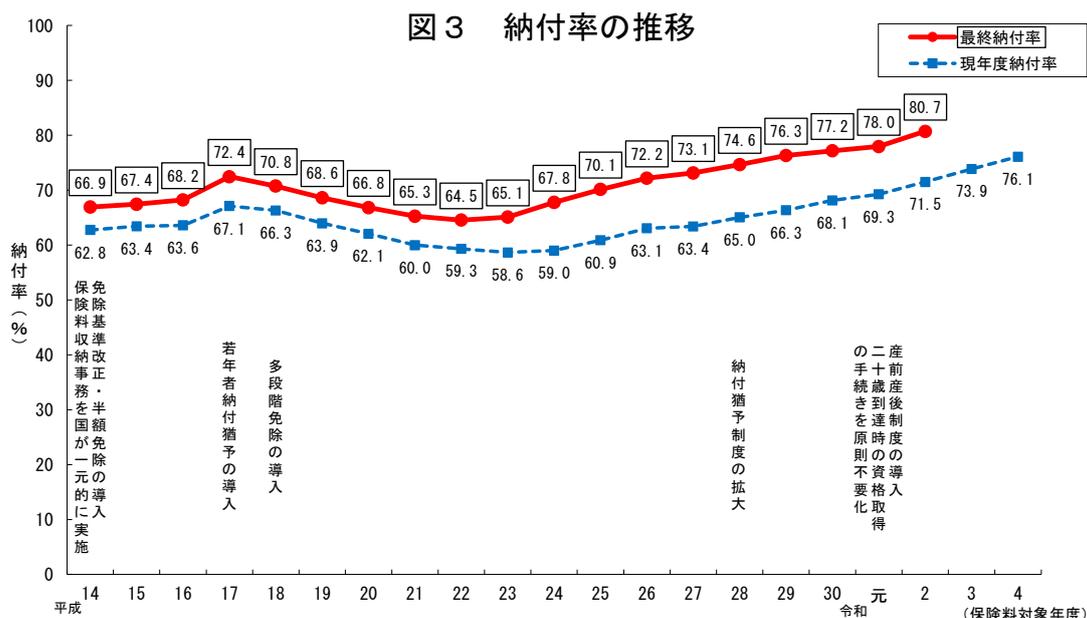
また、令和4年度最終納付率（令和2年度分保険料）を令和2年度の現年度納付率（令和2年度分保険料）と比較すると、9.2ポイントの上昇となっている。

表3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移

(単位：万月)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最終納付率 (%)	平成28年度分保険料	平成29年度分保険料	平成30年度分保険料	令和元年度分保険料	令和2年度分保険料
	74.6	76.3	77.2	78.0	80.7
納付対象月数	11,703 (△ 7.7)	10,837 (△ 7.4)	10,391 (△ 4.1)	9,959 (△ 4.2)	9,492 (△ 4.7)
納付月数	8,735 (△ 5.8)	8,270 (△ 5.3)	8,018 (△ 3.0)	7,764 (△ 3.2)	7,660 (△ 1.3)
現年度納付率 (%)	平成30年度分保険料	令和元年度分保険料	令和2年度分保険料	令和3年度分保険料	令和4年度分保険料
	68.1	69.3	71.5	73.9	76.1

注 納付対象月数及び納付月数の()内数値は、対前年度比(%)である。



注1 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平成30年度分保険料	68.12	74.95 (6.83)	77.16 (2.22)		
令和元年度分保険料		69.25	75.63 (6.38)	77.95 (2.33)	
令和2年度分保険料			71.49	77.79 (6.30)	80.70 (2.91)
令和3年度分保険料				73.85	81.00 (7.15)
令和4年度分保険料					76.07

注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。なお、年度末時点とは、翌年度4月末時点のことである。

注2 ()内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移(過年度分含む)

(単位：万月)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平成30年度分保険料	納付対象月数	10,697	10,419	10,391		
	納付月数	7,287	7,809	8,018		
令和元年度分保険料	納付対象月数		10,273	10,008	9,959	
	納付月数		7,114	7,569	7,764	
令和2年度分保険料	納付対象月数			9,895	9,593	9,492
	納付月数			7,074	7,463	7,660
令和3年度分保険料	納付対象月数				9,652	9,336
	納付月数				7,128	7,562
令和4年度分保険料	納付対象月数					9,442
	納付月数					7,183

注 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付対象月数及び納付月数である。なお、年度末時点とは、翌年度4月末時点のことである。

(2) 納付月数の推移

○ 令和4年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は7,814万月分であり、そのうち現年度分は7,183万月分、過年度分は632万月分となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総納付月数	8,210	7,917	7,739	7,711	7,814
現年度分納付月数	7,287	7,114	7,074	7,128	7,183
過年度分納付月数	923	803	664	583	632
前年度分	582	522	455	388	434
前々年度分	341	281	209	195	198

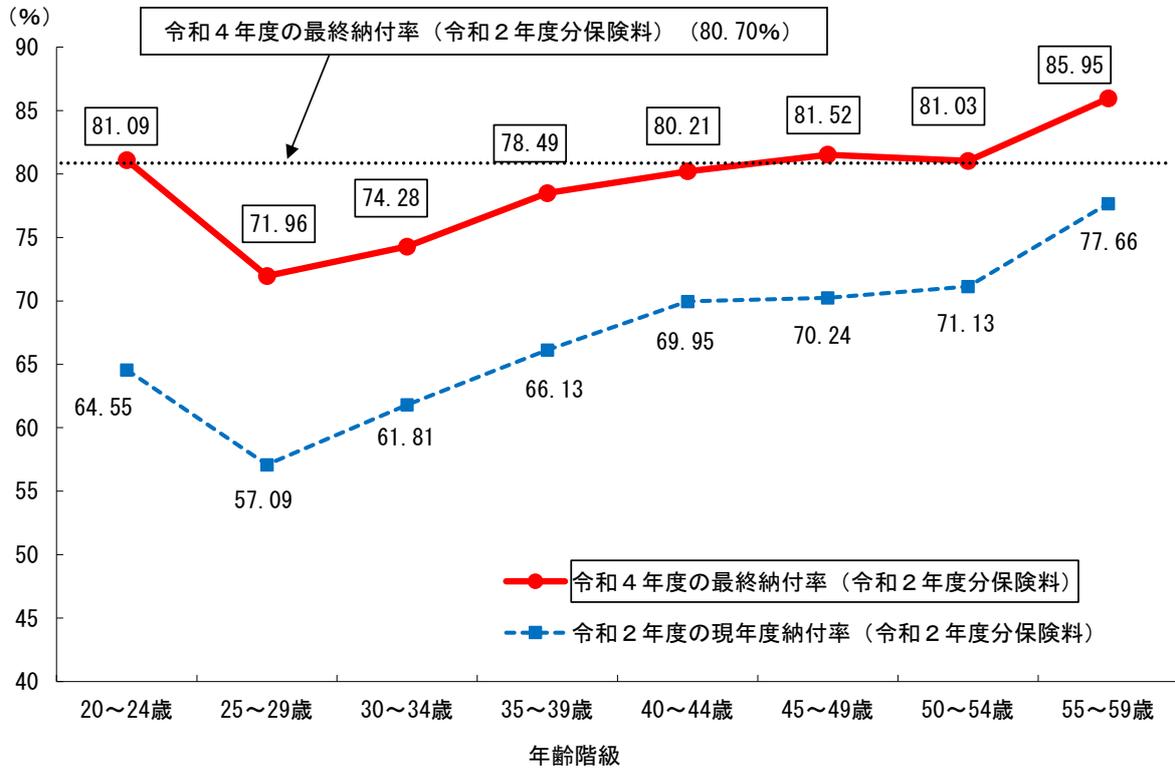
注1 当該年度中に納付された保険料にかかる納付月数である。なお、当該年度中とは、4月～翌年度4月のことである。

注2 前納により納付された月数は保険料対象年度の現年度分納付月数に計上されている。

(3) 年齢階級別の納付率等

○ 令和4年度の最終納付率（令和2年度分保険料）を5歳階級別にみると、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。令和2年度の現年度納付率（令和2年度分保険料）と比較すると、若い年齢階級での上昇幅が大きい。

図4 年齢階級別最終納付率



注 年齢は令和2年度末時点。

図5 出生年度別最終納付率

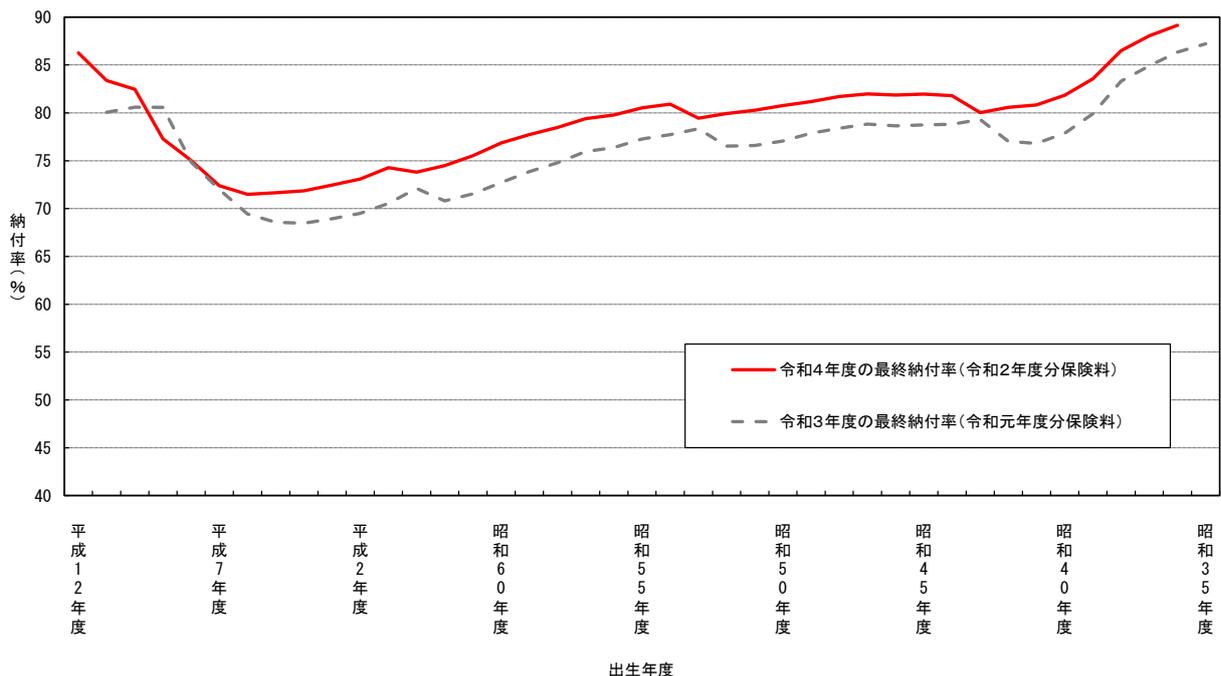


表7 免除状況別最終納付率等の推移

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	免除対象		
					3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成30年度 (平成28年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	11,703	10,810	893	421	296	177
	納付月数 (万月)	8,735	8,225	510	277	157	76
	最終納付率 (%)	74.64	76.09	57.11	65.85	52.95	43.25
令和元年度 (平成29年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,837	10,046	791	368	264	159
	納付月数 (万月)	8,270	7,797	473	252	147	74
	最終納付率 (%)	76.31	77.61	59.81	68.39	55.86	46.51
令和2年度 (平成30年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	10,391	9,651	740	344	246	150
	納付月数 (万月)	8,018	7,558	460	244	143	73
	最終納付率 (%)	77.16	78.31	62.18	70.84	58.25	48.72
令和3年度 (令和元年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,959	9,276	683	322	226	135
	納付月数 (万月)	7,764	7,320	444	237	138	69
	最終納付率 (%)	77.95	78.91	65.00	73.55	60.96	51.38
令和4年度 (令和2年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,492	8,882	610	297	198	115
	納付月数 (万月)	7,660	7,247	414	225	126	63
	最終納付率 (%)	80.70	81.59	67.76	75.67	63.59	54.46

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を都道府県別にみると、令和4年度の最終納付率（令和2年度分保険料）が高かった上位3県は、島根、新潟、富山となっている。反対に低かった下位3都府県は、大阪、沖縄、東京となっている。
- 前年度の最終納付率との変化に着目すると、全ての都道府県で上昇している。
- 最終納付率の上昇幅が大きかった上位3県は、沖縄、宮崎、長崎となっている。

表8 都道府県別最終納付率の変化

都道府県	令和3年度最終納付率 (令和元年度分保険料)				令和4年度最終納付率 (令和2年度分保険料)				納付率の変化	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(%)	順位
全 国	9,959	7,764	77.95		9,492	7,660	80.70		2.75	
北海道	361	283	78.37	33	340	276	80.99	34	2.62	17
青森県	85	69	81.52	23	79	66	83.72	23	2.20	37
岩手県	79	68	85.95	5	74	66	88.41	5	2.46	27
宮城県	161	129	80.11	27	152	127	83.25	27	3.14	4
秋田県	57	49	85.83	6	54	47	88.11	6	2.27	32
山形県	68	59	86.75	4	65	58	88.65	4	1.91	44
福島県	118	95	80.98	26	111	93	83.64	26	2.66	14
茨城県	242	184	75.80	42	231	181	78.39	43	2.59	18
栃木県	155	117	75.54	43	147	115	78.50	41	2.96	9
群馬県	159	124	77.91	36	152	122	80.28	36	2.38	28
埼玉県	643	485	75.44	44	621	484	77.98	44	2.54	23
千葉県	521	399	76.54	39	498	396	79.50	38	2.95	10
東京都	1,469	1,086	73.94	45	1,397	1,076	77.01	45	3.07	6
神奈川県	801	617	77.11	37	768	615	80.15	37	3.05	7
新潟県	141	125	88.36	2	136	122	89.95	2	1.59	47
富山県	67	58	87.13	3	65	58	89.38	3	2.25	35
石川県	78	67	85.65	7	75	66	87.64	7	1.99	39
福井県	49	42	85.46	8	47	41	87.32	8	1.86	45
山梨県	68	57	83.91	12	64	56	86.48	11	2.57	20
長野県	157	132	84.34	10	152	131	86.39	12	2.05	38
岐阜県	155	129	82.95	15	149	127	85.21	14	2.26	34
静岡県	276	227	82.05	20	263	223	84.86	17	2.81	12
愛知県	610	484	79.37	30	587	480	81.86	30	2.49	26
三重県	136	111	81.36	24	130	109	83.67	25	2.30	30
滋賀県	99	82	82.96	14	96	82	84.94	16	1.98	40
京都府	209	167	79.86	28	198	163	82.45	28	2.58	19
大阪府	725	521	71.85	46	686	513	74.72	47	2.88	11
兵庫県	405	318	78.47	32	386	314	81.47	33	3.01	8
奈良県	101	83	82.17	18	96	81	84.15	20	1.98	41
和歌山県	77	65	84.87	9	74	64	86.83	9	1.95	42
鳥取県	34	28	84.13	11	32	28	86.80	10	2.66	13
島根県	36	32	88.51	1	35	31	90.78	1	2.27	33
岡山県	124	101	81.68	22	119	100	83.91	22	2.23	36
広島県	191	157	82.17	19	183	155	84.71	19	2.54	22
山口県	84	69	82.96	13	80	68	85.24	13	2.28	31
徳島県	49	39	79.70	29	47	39	81.53	32	1.83	46
香川県	64	52	82.34	16	61	52	84.97	15	2.63	16
愛媛県	89	73	82.00	21	85	72	83.94	21	1.95	43
高知県	50	41	82.21	17	47	40	84.73	18	2.52	25
福岡県	357	271	75.85	40	342	269	78.48	42	2.64	15
佐賀県	56	45	81.36	25	53	44	83.72	24	2.36	29
長崎県	93	71	75.82	41	87	69	79.22	40	3.40	3
熊本県	126	99	78.35	34	119	96	80.88	35	2.52	24
大分県	67	51	76.93	38	63	50	79.49	39	2.56	21
宮崎県	70	55	78.07	35	65	53	81.68	31	3.61	2
鹿児島県	95	75	79.00	31	89	73	82.08	29	3.08	5
沖縄県	103	72	69.56	47	91	69	76.28	46	6.73	1

表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	最終納付率 (令和2年度分保険料)				過年度1年目納付率 (令和3年度分保険料)				現年度納付率 (令和4年度分保険料)	
	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位
			伸び	順位			伸び	順位		
全 国	80.70		2.91		81.00		7.15		76.07	
北海道	80.99	34	2.78	22	80.88	35	7.01	16	75.70	36
青森県	83.72	23	2.64	27	83.27	26	6.58	21	78.56	23
岩手県	88.41	5	2.48	35	88.23	5	6.31	28	83.61	6
宮城県	83.25	27	3.03	11	83.27	25	7.56	9	77.96	29
秋田県	88.11	6	2.07	45	87.63	7	5.68	43	83.13	7
山形県	88.65	4	2.08	44	88.43	4	5.86	41	84.13	4
福島県	83.64	26	2.60	30	83.51	24	6.95	18	77.97	28
茨城県	78.39	43	2.67	25	78.67	42	6.49	22	73.93	40
栃木県	78.50	41	2.86	18	78.99	40	6.47	23	74.22	39
群馬県	80.28	36	2.36	39	80.37	36	5.86	40	76.06	33
埼玉県	77.98	44	2.83	19	78.17	43	6.68	20	73.31	43
千葉県	79.50	38	2.81	21	80.16	38	7.19	14	75.33	37
東京都	77.01	45	2.93	15	77.89	45	7.90	4	72.80	44
神奈川県	80.15	37	2.97	14	80.92	34	7.62	7	76.26	32
新潟県	89.95	2	1.87	47	89.86	2	5.12	47	85.97	3
富山県	89.38	3	2.19	42	89.62	3	5.17	46	86.07	2
石川県	87.64	7	2.62	29	87.93	6	6.16	32	83.67	5
福井県	87.32	8	2.34	40	87.28	8	5.92	39	82.90	8
山梨県	86.48	11	1.93	46	86.45	11	6.06	34	81.65	13
長野県	86.39	12	2.42	37	86.37	12	6.06	33	82.24	11
岐阜県	85.21	14	2.63	28	85.65	13	6.18	31	81.78	12
静岡県	84.86	17	2.82	20	85.17	14	6.44	24	80.87	14
愛知県	81.86	30	3.01	12	82.46	29	6.97	17	78.16	26
三重県	83.67	25	2.53	33	84.02	20	5.66	44	79.85	19
滋賀県	84.94	16	2.37	38	85.06	16	5.98	36	80.62	16
京都府	82.45	28	3.01	13	82.89	28	7.66	6	78.01	27
大阪府	74.72	47	3.32	8	74.98	47	8.08	3	69.17	47
兵庫県	81.47	33	3.22	9	81.68	30	7.59	8	76.51	31
奈良県	84.15	20	2.47	36	84.00	21	6.06	35	79.54	21
和歌山県	86.83	9	2.34	41	86.81	10	5.93	38	82.85	9
鳥取県	86.80	10	2.60	31	86.82	9	6.37	25	82.27	10
島根県	90.78	1	2.09	43	90.94	1	5.47	45	86.81	1
岡山県	83.91	22	2.88	16	83.55	23	6.76	19	78.26	24
広島県	84.71	19	2.77	23	85.05	17	6.36	26	80.60	17
山口県	85.24	13	2.66	26	85.17	15	6.20	30	80.71	15
徳島県	81.53	32	2.52	34	81.11	33	5.78	42	76.84	30
香川県	84.97	15	2.86	17	84.61	18	6.20	29	80.24	18
愛媛県	83.94	21	2.60	32	83.79	22	5.95	37	79.24	22
高知県	84.73	18	2.72	24	84.27	19	6.33	27	79.65	20
福岡県	78.48	42	3.42	5	78.15	44	8.28	2	72.02	45
佐賀県	83.72	24	3.18	10	83.24	27	7.24	13	78.22	25
長崎県	79.22	40	3.95	2	78.86	41	7.41	10	73.81	42
熊本県	80.88	35	3.41	6	80.23	37	7.17	15	74.71	38
宮崎県	79.49	39	3.49	4	79.23	39	7.71	5	73.90	41
大分県	81.68	31	3.65	3	81.61	31	7.31	12	75.83	35
鹿児島県	82.08	29	3.40	7	81.45	32	7.36	11	76.05	34
沖縄県	76.28	46	4.62	1	77.71	46	10.90	1	70.50	46

注 「最終納付率(令和2年度分保険料)」及び「過年度1年目納付率(令和3年度分保険料)」の前年度からの伸びは、それぞれ「過年度1年目納付率(令和2年度分保険料)」及び「現年度納付率(令和3年度分保険料)」と比較したものである。

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、令和4年度の最終納付率（令和2年度分保険料）は町村が最も高く、政令指定都市及び東京23区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に最終納付率の前年度からの変化をみると、政令指定都市で2.90ポイント、東京23区で2.98ポイント、その他の市で2.70ポイント、町村で2.31ポイントそれぞれ上昇し、全ての市区町村規模で上昇している。

表10 市区町村の規模別最終納付率の変化

	令和3年度最終納付率 (令和元年度分保険料)			令和4年度最終納付率 (令和2年度分保険料)			令和3年度から 令和4年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全国合計	9,959	7,764	77.95	9,492	7,660	80.70	△ 4.7	△ 1.3	2.75
政令指定都市	2,216	1,674	75.57	2,113	1,658	78.47	△ 4.6	△ 1.0	2.90
東京23区	1,063	771	72.60	1,007	761	75.57	△ 5.3	△ 1.4	2.98
その他の市	5,866	4,647	79.22	5,599	4,587	81.93	△ 4.6	△ 1.3	2.70
町村	815	671	82.28	773	654	84.59	△ 5.1	△ 2.5	2.31

(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化

	全額免除・猶予割合			(参考) 一部免除割合	
	令和3年度①	令和4年度②	差(②-①)	令和3年度	令和4年度
全 国	43.4	43.8	0.4	2.5	2.4
北海道	50.0	50.4	0.4	2.6	2.6
青森県	50.7	51.4	0.7	3.8	3.8
岩手県	44.4	44.9	0.5	2.9	2.8
宮城県	45.3	45.8	0.5	2.5	2.3
秋田県	47.1	47.2	0.1	2.9	2.7
山形県	41.7	42.0	0.2	2.5	2.4
福島県	46.5	46.9	0.4	2.2	2.1
茨城県	40.1	40.7	0.6	2.9	2.7
栃木県	41.2	41.2	0.0	2.4	2.3
群馬県	40.3	40.6	0.3	2.3	2.3
埼玉県	38.8	38.8	0.0	2.2	2.1
千葉県	39.9	40.5	0.6	2.2	2.0
東京都	36.3	37.3	1.1	1.9	1.8
神奈川県	38.6	39.0	0.4	2.0	2.0
新潟県	42.9	43.1	0.2	2.1	2.0
富山県	39.3	39.4	0.1	1.8	1.7
石川県	41.9	42.1	0.2	2.0	1.9
福井県	40.9	40.4	△ 0.4	2.3	2.2
山梨県	41.7	41.7	0.0	2.5	2.4
長野県	38.3	38.8	0.5	2.3	2.0
岐阜県	38.2	38.9	0.7	2.1	2.2
静岡県	38.6	39.0	0.4	2.1	2.0
愛知県	37.7	38.3	0.7	2.0	2.0
三重県	38.3	38.2	△ 0.1	2.2	2.0
滋賀県	43.0	43.1	0.0	2.2	2.1
京都府	47.8	48.9	1.1	2.6	2.4
大阪府	49.9	50.1	0.3	2.8	2.6
兵庫県	48.3	48.3	△ 0.0	3.0	2.8
奈良県	48.3	48.3	0.0	2.6	2.4
和歌山県	46.3	47.3	1.0	3.2	3.1
鳥取県	48.4	48.6	0.2	3.2	2.9
島根県	46.3	46.6	0.3	2.8	2.1
岡山県	46.3	47.0	0.6	2.4	2.5
広島県	45.1	45.2	0.1	2.5	2.2
山口県	44.9	45.5	0.5	2.9	2.7
徳島県	49.3	48.9	△ 0.5	2.9	2.8
香川県	44.6	44.8	0.3	2.4	2.3
愛媛県	49.1	48.9	△ 0.2	2.9	3.0
高知県	50.4	50.4	0.0	3.2	3.0
福岡県	51.0	51.0	0.0	3.3	3.1
佐賀県	46.0	46.4	0.4	3.5	3.1
長崎県	47.7	48.3	0.6	3.7	3.3
熊本県	47.3	47.6	0.3	3.5	3.2
大分県	51.7	52.1	0.4	3.1	3.0
宮崎県	51.0	51.5	0.5	4.2	3.9
鹿児島県	53.2	53.3	0.1	3.9	3.6
沖縄県	63.6	64.4	0.8	4.4	3.9

注1 全額免除・猶予割合(%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

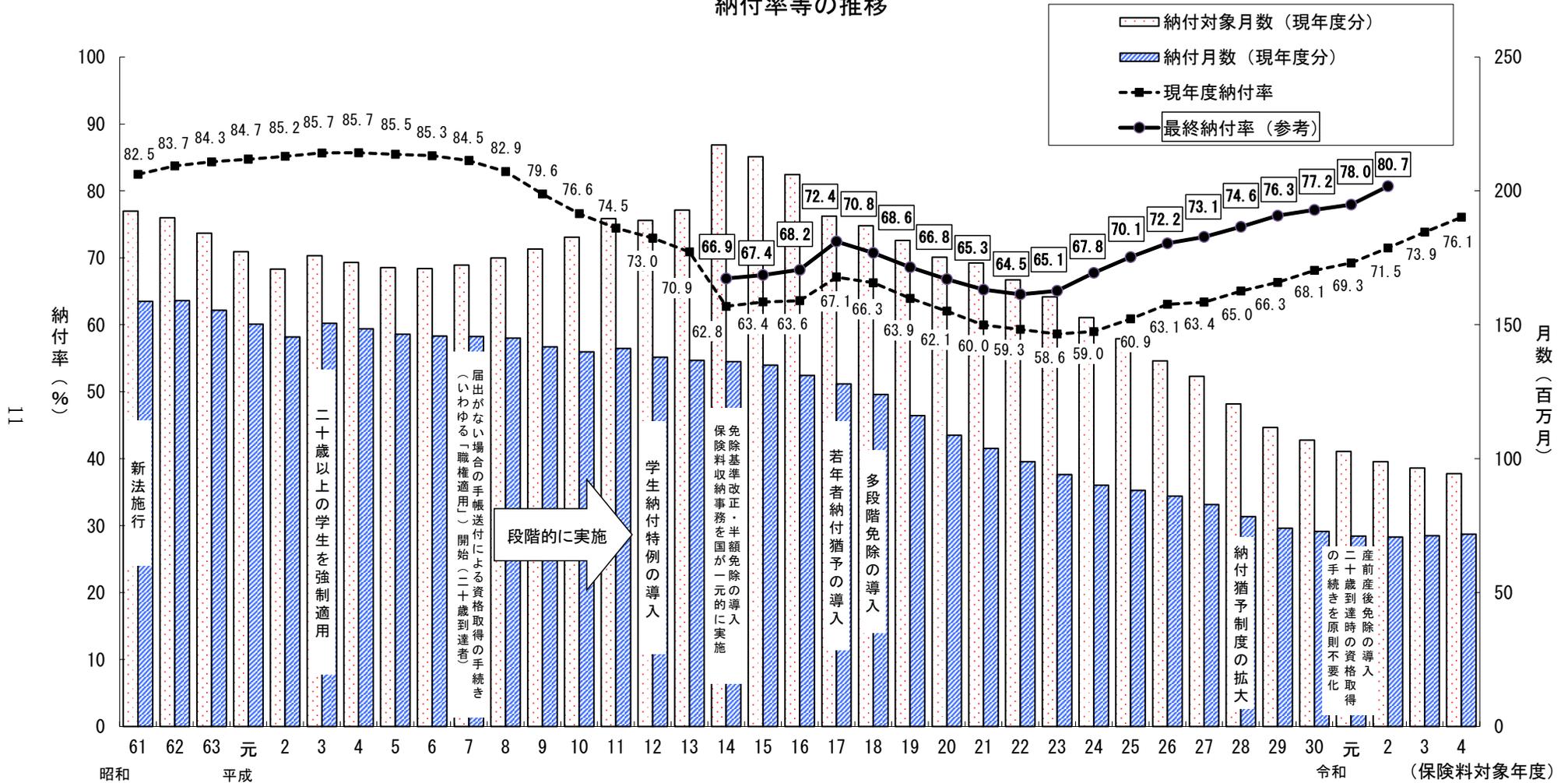
注2 一部免除割合(%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

(参考2) 現年度納付率に係る状況

1 保険料納付状況 (現年度分)

(1) 納付率等の推移

納付率等の推移



注1 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

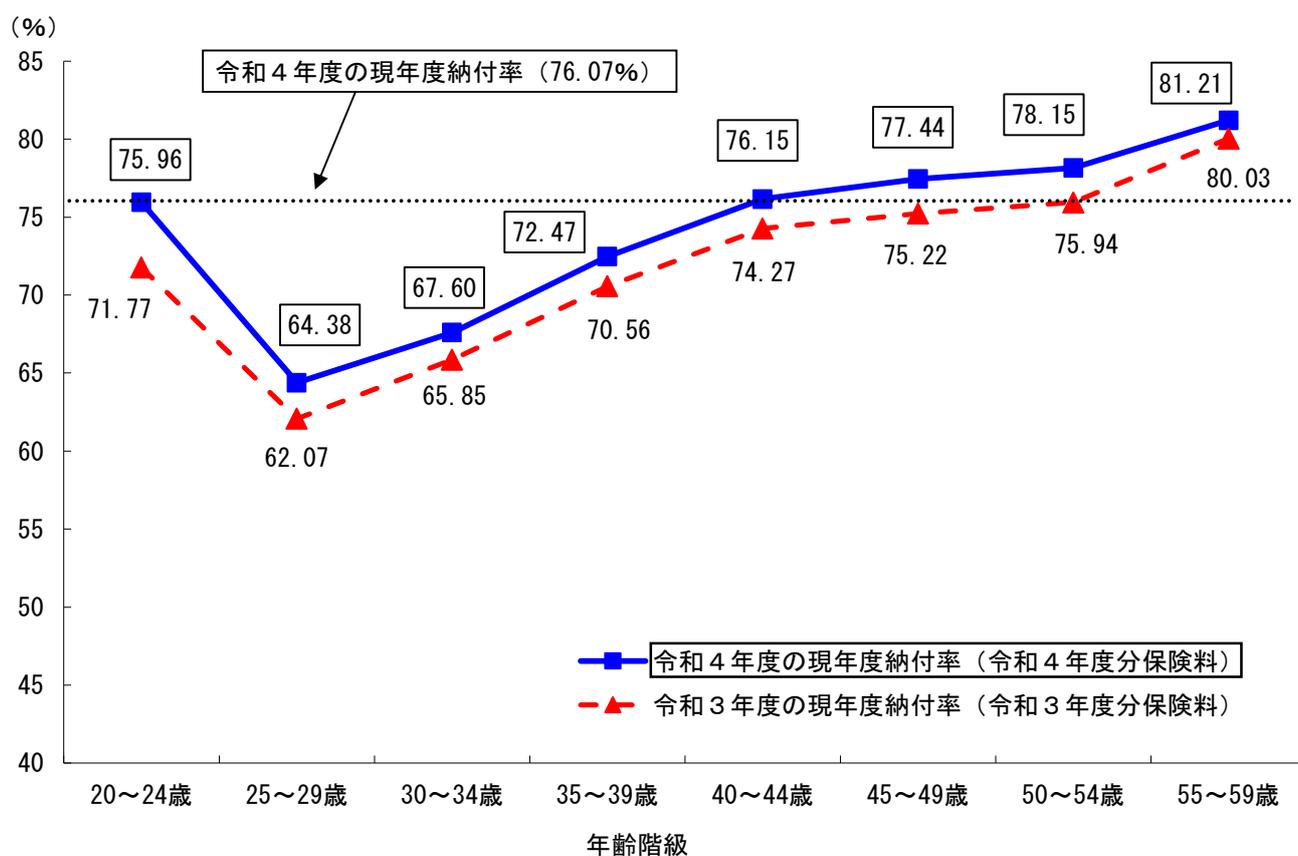
納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度分以前については把握していない。

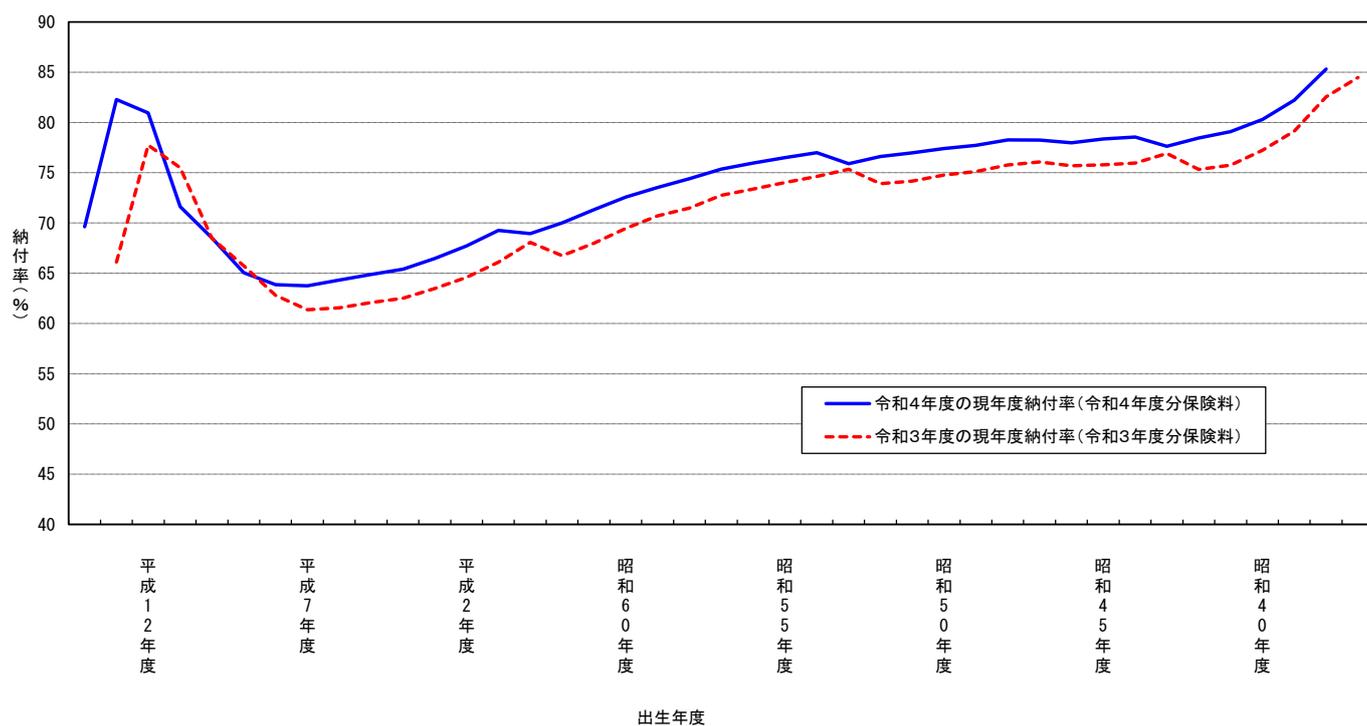
注3 令和4年度末現在における法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者及び産前産後免除者の割合は、それぞれ10.3%、17.3%、12.0%、4.2%、0.1%となっている。

(2) 年齢階級別現年度納付率等

年齢階級別現年度納付率



出生年度別現年度納付率



2 現年度納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和4年度の現年度納付率と令和3年度の現年度納付率の変化を被保険者属性別にみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」の令和4年度の現年度納付率は78.99%となっており、令和3年度と比べて1.46ポイント上昇している。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の令和4年度の現年度納付率は78.49%となっており、令和3年度と比べて2.09ポイント上昇している。

被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和3年度の状況（納付率 73.85%）

令和4年度の状況（納付率 76.07%）

3年度に1号資格喪失した者	3年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 85.64%（納付対象月数 153万月）	3年度のみ 納付対象月がある者 納付率 60.29% （納付対象月数 1,530万月）		
	その他3年度中に資格喪失した者 納付率 72.51%（納付対象月数 965万月）			
3年度は納付対象月があり、4年度は全額免除・猶予の者	4年度に申請全額免除者である者 納付率 20.11%（納付対象月数 196万月）			
	4年度に学生納付特例者である者等 納付率 24.18%（納付対象月数 215万月）			
両年度とも納付対象月がある者 納付率 76.41% 〔納付対象月数 8,122万月〕	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 77.53%（納付対象月数 6,377万月）	両年度とも納付対象月がある者 納付率 78.49% 〔納付対象月数 7,973万月〕	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 78.99%（納付対象月数 6,334万月）	
	4年度中に60歳に到達した者 納付率 85.94%（納付対象月数 282万月）		4年度中に60歳に到達した者 納付率 89.36%（納付対象月数 162万月）	
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 69.67%（納付対象月数 1,463万月）		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 75.17%（納付対象月数 1,477万月）	
4年度のみ納付対象月がある者 納付率 62.93% （納付対象月数 1,469万月）		4年度に新規資格取得した者	3年度に申請全額免除者であった者 納付率 49.03%（納付対象月数 200万月）	
			3年度は全額免除・猶予で、4年度は納付対象月がある者	3年度に学生納付特例者であった者等 納付率 59.64%（納付対象月数 185万月）
			20歳に到達した者 納付率 71.78%（納付対象月数 254万月）	
			2号からの移行者等 納付率 67.02%（納付対象月数 593万月）	
			3号からの移行者 納付率 80.98%（納付対象月数 119万月）	
			その他 納付率 33.78%（納付対象月数 118万月）	

(2) 現年度納付率の変化の影響度

令和4年度の現年度納付率と令和3年度の現年度納付率の変化 2.22 ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」による影響度が1.02ポイントとなっている。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の影響度は1.77ポイントとなっている。

現年度納付率の変化に対する被保険者属性別影響度

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				0.32	1.90	2.22
被 保 険 者 属 性	令和3年度のみ 納付対象月がある者	3年度に1号資格喪失した者	3年度中に60歳に到達した者	△ 0.19	.	△ 0.19
			その他3年度中に資格喪失した者	0.13	.	0.13
		3年度は納付対象月があり、 4年度は全額免除・猶予の者	4年度に申請全額免除者である者	1.09	.	1.09
			4年度に学生納付特例者である者等	1.11	.	1.11
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.04	0.98	1.02
		4年度中に60歳に到達した者		△ 0.15	0.06	△ 0.09
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		△ 0.02	0.86	0.84
	令和4年度のみ 納付対象月がある者	3年度は全額免除・猶予で、 4年度は納付対象月がある者	3年度に申請全額免除者であった者	△ 0.53	.	△ 0.53
			3年度に学生納付特例者であった者等	△ 0.28	.	△ 0.28
		4年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者	△ 0.06	.	△ 0.06
			2号からの移行者等	△ 0.43	.	△ 0.43
			3号からの移行者	0.09	.	0.09
その他			△ 0.50	.	△ 0.50	

1.77

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、令和4年度の現年度納付率と令和3年度の現年度納付率の変化（2.22ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。